



27 環企第 17 号
平成 27 年 9 月 8 日

名古屋市環境審議会

会長 千頭 聡 様

名古屋市長 河村 たかし



名古屋市環境基本条例に基づく大気環境目標値の見直しについて（諮問）

本市では、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）第 5 条の 2 第 1 項に基づき環境目標値を設定しております。

大気環境目標値につきましては、大気環境の状況及び施策効果等を鑑みて、一定の時期に見直しを検討することとされています。現行の大気環境目標値は、設定から 10 年が経過しており、また、微小粒子状物質（PM2.5）については、平成 21 年に環境基準が設定され、その達成に向けた対策が求められています。

そこで、同条第 3 項の規定により、名古屋市環境基本条例に基づく大気環境目標値の見直しについて貴審議会の意見を求めます。